

令和 8 年度運輸安全マネジメントに関する取組
(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

株式会社富士交通では、運輸安全マネジメントの導入に伴い、社長以下全従業員が一丸となって、輸送の安全を確保するため、昨年度の実施状況を見ながら、以下の通り取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

安全方針【安全はすべてに優先する】

- (1) 安全輸送が当社の最大の使命であり、安全の確保を最優先にします。
- (2) 安全に関する現場の声を生かして、安全の確保に努めます。
- (3) 輸送の安全の確保に向けた安全対策についてはPDCAサイクルで、不断に見直しを図り、絶えず輸送の安全性向上に努めます。

2. 輸送の安全に関する重点施策

安全管理規程における「輸送の安全に関する重点施策」について、令和 8 年度は以下の項目に重点をおいて取り組みます。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全確保のための施策を確実に実施し、その成果を上げるよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (4) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (5) 輸送の安全に係る社員教育及び研修の計画を策定し、これを確実に実行し、全社員で輸送の安全に取り組みます。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制に SNS などを活用し、社内において必要な情報の伝達・共有を図ります。

3. 輸送の安全に関する目標及び達成状況

(1) 目標の達成状況(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ① 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 | 0 件(目標 0 件→達成) |
| ② 人身事故 | 0 件(目標 0 件→達成) |
| ③ 物損事故(第一当事者) | 1 件(目標 0 件→未達成) |
| ④ 自損事故(有責-こすり等軽微なもの) | 2 件(目標 0 件→未達成) |
| ⑤ 上記のうちバック時の事故件数 | 2 件(目標 0 件→未達成) |

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

項 目	令和 6 年度 件数	令和 7 年度 件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0 件	0 件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は第 3 号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0 件	0 件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客 に自動車損害賠償保険法施行令第 5 条第 4 号に掲げる傷害が生じたもの	0 件	0 件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0 件	0 件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0 件	0 件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0 件	0 件
件 数	0 件	0 件

(2) 本年度の目標(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

- | | |
|-------------------------|-----|
| ① 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故 | 0 件 |
| ② 人身事故 | 0 件 |
| ③ 物損事故(第一当事者) | 0 件 |
| ④ 自損事故(有責-こすり等軽微なもの) | 0 件 |
| ⑤ 上記のうちバック時の事故件数 | 0 件 |

4. 輸送の安全に関する計画

令和7年度は、自損事故が2件発生しました。1件は車庫内にて車庫建屋に衝突する自損事故で修理費用が高額になった。1件は軽微な接触によるボディの損傷で車両自体の補修は不要でしたが相手方の建物の補修が発生しました。、2件の事故は後退時に発生したことが共通しており、原因は後退時の安全確認の不足・接触しないだろうという思い込みであると考えられることから、今年度は教訓として全乗務員で共有して再発防止に努めます。

(1) 事故防止強化月間の設定

昨年度において事故が発生した6月・8月を事故防止強化月間として事故防止に取り組みます。後退時の安全確認（真後ろ・右斜め後ろ・左斜め後ろ・ハンドルを切った反対の方向の対象物に車両の前部が接触しないかどうか）について重点的な指導を実施します。

(2) 交通安全運動への取組

年間4回実施される交通安全運動に「呼称確認」の実施を組み込み、確実な実施を図ります。

(3) ヒヤリハット事例の収集

令和7年度はヒヤリハットの報告は2件寄せられており、そのドライブレコーダーの画像を見て危険情報の共有を図ることができております。今年度は情報収集15件を達成できるよう取り組んで参ります。

(4) デジタコデータをを用いた指導の強化

デジタルタコグラフの解析ソフトウェアにある安全運転分析を利用して、終業点呼時に安全運転の指導を図ってまいります。

(5) エコドライブへの取組強化

デジタルタコグラフの解析ソフトウェアにある経済運転分析を利用して、終業点呼時にエコドライブの指導を図ってまいります。燃費の向上等の経費節減に寄与するとともに、事故防止にも貢献すると推測されます。引続き、デジタコ判定項目の速度オーバー・急発進・急加速の減少に力点を置いて指導して参ります。

(6) 運転士の安全運転講習会の開催

令和7年度は、前期は8月、後期は2月にそれぞれ2班編成で集中を避けての講習会を開催しました。令和8年度は8月と12月に安全講習会を予定し、より実効性を高めるためにプロジェクターを使用した危険予知訓練や野外での避難誘導訓練など、実効性を持った講習となるように取り組んで参ります。安全教育ソフトウェア「モビボケ」を本格的に運用して、指導監督の13項目を各月に振り分け、各乗務員がスマートフォンでそれぞれ課題に取り組む方法を実施します。

(7) 部外の宿泊研修の受講

昨年度もクレフィール湖東の宿泊研修の予約が取れず部外研修を実施できませんでしたが、今年度は予約が取れたので野村D・山崎Dの2名を宿泊派遣する予定です。

(8) 救命救急講習の受講

令和7年度は予約が取れず実施できませんでしたので、今年度は7月か8月に実施したいと思っております。

(9) 適性診断の受診

法令で定められた(3年に1度)の適性診断を計画的に実施しています。今年度は一般診断9名、適齢診断1名の受診を予定しております。

(10) 管理者の研修

運行管理者の一般講習は2年に1度と定められておりますが、当社は全員毎年受講しており今年度も引き続き全員受講いたします。整備管理者の法定講習は2年に1度受講しており、運輸安全マネジメントに関するセミナーは、今年度も機会をとらえて受講して参りますが、内部監査セミナーを1名山下さんに受講させる予定です。また、リスク感受性向上セミナーに1名受講を検討いたします。

(11) 運転士の健康管理

- | | |
|-------------|---|
| ①定期健康診断 | 毎年9月と3月の2回受診しておりますが、今年度も同様に実施して参ります。 |
| ②睡眠時無呼吸症候群 | 昨年度は4名受診しました。今年度は、睡眠時無呼吸症候群取扱規定に基づき4名のスクリーニング検査を計画しています。 |
| ③脳血管疾患 | 脳血管疾患取扱規定に基づき、前年度は4名、今年度は45歳以上の残り5名の受診を計画しています。 |
| ④心臓疾患・大血管疾患 | 心臓疾患・大血管疾患取扱規定に基づき、対象者1名のスクリーニング検査を計画しています。 |
| ⑤視野障害 | 昨年度は、眼底・眼圧検査を12名が受診しました。今年度は視野障害対策取扱規定に基づき、15名の眼底・眼圧検査を計画しています。 |

(12) 会議の開催

- ①運輸安全マネジメント会議の定例開催
- ②労使協議会を年3回開催

(13) 運転士全員の運転記録証明書の取得
年1回取得しており昨年度は2月に取得しました。今年度も2月頃取得予定です。

5. 輸送の安全に関する費用支出と投資の実施状況

令和7年度は、新車大型バス2台購入した。今年度は今のところ計画はありません。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況(令和7年度)

- (1) 管理部門に対する教育・研修の実績
- ①運行管理者一般講習の受講

4名受講
- ②運行管理者基礎講習の受講

0名受講
- ③外部研修への参加

NASVA 主催内部監査セミナー

0名受講
- ④整備管理者選任前研修の受講

1名受講
- (2) 運転士に対する教育・研修の実績
- ①安全運転講習会

8月22日・8月25日

二班に分けて実施

13名受講
- 2月5日・2月10日

二班に分けて実施

15名受講
- ②運転士全員の運転記録証明書を取得(2月)
- ③救急救命講習

予約が取れず実施できていない。

(3) 初任運転者に対して行う安全運転の実技指導について
教育担当者：運行管理部課長（令和4年より運転者教育を担当）
：主任運転士、主任に準ずる運転士
：
期間：入社後、運転者として選任するまでの新人教育期間中に、実ハンドル時間で20時間以上
使用車両：大型バス（初任運転者の入社前の経験値に応じて、小型→中型→大型と段階を踏むこともある）

実技指導の内容：「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の内容に沿って実技指導を実施。具体的には、運行前点検の方法、車両設備（オーディオ・コーヒーマーカー等）の使用法、ASV装置（安全性の向上を図るための装置）の使用法、幹線国道・主要地方道・自動車専用道の走行、高速道路の走行、市街地の走行、急坂の走行、金沢駅・小松駅・小松空港などの貸切バス乗降場の確認、金沢市内・石川県内・北陸三県内の主な観光地の貸切バス駐車場の確認、洗車機の使用法と水切り等バスの手入れ方法、車庫内での車種ごとの駐車方法の確認と実施、など

主な実技指導ルート：①金沢市内&キゴ山ルート（出庫～金沢駅西口貸切バス乗降場確認～近江町市場市営駐車場の確認～西茶屋街市営駐車場の確認～東茶屋街市営駐車場の確認～兼六園県営駐車場の確認～長町武家屋敷市営駐車場の確認～広坂暫定駐車場の確認～キゴ山少年自然の家～戸室スポーツ広場～入庫 ②小松・加賀ルート（出庫～辰口丘陵公園～石川動物園～小松駅乗降場の確認～小松空港乗降場の確認～道の駅木場潟～栗津温泉～ゆのくにの森～那谷寺～山代温泉～山中温泉～加賀温泉駅乗降場の確認～片山津温泉～安宅関～道の駅めぐみ白山～入庫） ③羽咋・七尾・氷見ルート（出庫～のと里山海道～千里浜なぎさドライブウェイ～道の駅千里浜～気多大社～妙成寺～国立能登青少年交流の家～和倉温泉～能登食彩市場～能越道～道の駅氷見～氷見海浜植物園～能越道～8号線～入庫） ④鶴来・勝山・大野ルート（出庫～昆虫館～白山比咩神社～道の駅瀬女～谷峠～福井県立恐竜博物館～越前大野城～道の駅越前おおの荒島の郷～中部縦貫道～福井北IC～北陸道～入庫） ⑤南砺・砺波・高岡ルート（出庫～304号線～棟方志功ゆかりの光徳寺～イオックスアローザスキー場～城端古い町並み～井波瑞泉寺～道の駅木彫りの郷井波～砺波チューリップ公園～戸出高岡銅器団地～国宝瑞龍寺～古城公園～伏木勝興寺～雨晴海岸～能越道～8号線～入庫）

7. 安全に関する教育等実施計画

別紙①
8. 安全管理規程

別紙②
9. 輸送の安全に係る情報伝達体制

安全管理体制（組織体制および指揮命令系統図）

事故災害等に関する報告連絡体制図

事故発生時における報告フロー

別紙③

別紙④

別紙⑤
10. 安全統括管理者

運行管理部 整備運行課長 安田 博信